

財団法人熊本市国際交流振興事業団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人熊本市国際交流振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、国際化のための事業を効果的かつ積極的に実施することにより、熊本市の活性化に寄与するとともに地域の国際化の醸成に貢献し、もって、恒久なる世界平和と安定に資する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在熊外国人への情報・サービス提供事業
- (2) 市民への諸外国の情報・サービス提供事業
- (3) 市民の国際化推進事業
- (4) 市民と在熊外国人のふれあい事業
- (5) 熊本市国際交流会館の管理運営事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品収入
- (3) 補助金収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 受託金収入
- (7) 会費収入
- (8) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定め

る。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、及び支出することができる。

- 2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第13条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員等

(役員の種類別)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上3人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 10人以上17人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行なう。

(役員任期)

第17条 役員任期は、3年とする。ただし補欠又は増員の役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、そ

の職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ、その旨を通知するとともに解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、無給とする。ただし常勤の役員は、有給とする事ができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の基本的運営事項について理事長の諮問に応ずる。

第 4 章 理事会

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(開催)

第 23 条 理事会は次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第 24 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的、内容、日時及び場所を示した書面により少なくとも開催の日の 5 日前までに、構成員に通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され

た事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 理事長は、やむを得ない事情により理事会を開催することができない場合、又は軽微な事項については、理事に対し書面により賛否を求め、理事会の議決に換えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者はその旨を付記すること)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員を置く。

評議員の数は、10人以上16人以内とする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会等)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会は、理事長が必要と認めるとき招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会には、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 賛助会員

第32条 当事業団の目的に賛同し、会費を納入して当事業団の活動を支援する者を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員及び賛助会費についての必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 事務局

第33条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び事務局長その他の職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときに解散する。

- 2 解散の時に存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日(平成5年3月1日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日(平成6年5月9日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日(平成7年6月27日)から施行する。
- 2 平成7年6月28日付で選任された役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日(平成9年7月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日(平成14年8月30日)から施行する。